

○ 覚醒剤原料を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
 ○ 覚醒剤原料を指定する政令（平成八年政令第二十三号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>覚醒剤取締法別表第九号の規定に基づき、次に掲げる物を覚醒剤原料に指定する。</p> <p>一 エチルニメチルニフェニルオキシランニカルボキシレート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 二・六ジアミノN(一)フェニルプロパンニイル(ヘキサ)アミド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物</p> <p>五 一・一ジメチルエチルニメチルニフェニルオキシランニカルボキシレート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物</p> <p>六 N・αジメチルNニプロピニルフェネチルアミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物</p> <p>七 ブチルニメチルニフェニルオキシランニカルボキシレート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物</p> <p>八 プロピルニメチルニフェニルオキシランニカルボキシレート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物</p> <p>九 一メチルエチルニメチルニフェニルオキシランニカルボキシレート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物</p>	<p>覚醒剤取締法別表第九号の規定に基づき、次に掲げる物を覚醒剤原料に指定する。</p> <p>一 N・αジメチルNニプロピニルフェネチルアミン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物</p> <p>二 (略)</p> <p>三 二・六ジアミノN(一)フェニルプロパンニイル(ヘキサ)アミド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物</p> <p>四 三オキソニフェニルブタンアミド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

十 (略)

十一 二―メチル―三―フェニルオキシシラン―二―カルボン酸、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

十二 一―メチルプロピル―二―メチル―三―フェニルオキシシラン―二―カルボキシシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

十三 二―メチルプロピル―二―メチル―三―フェニルオキシシラン―二―カルボキシシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

十四 メチル―二―メチル―三―フェニルオキシシラン―二―カルボキシシラート、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

五| メチル―三―オキソ―二―フェニルブタノアールト、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)